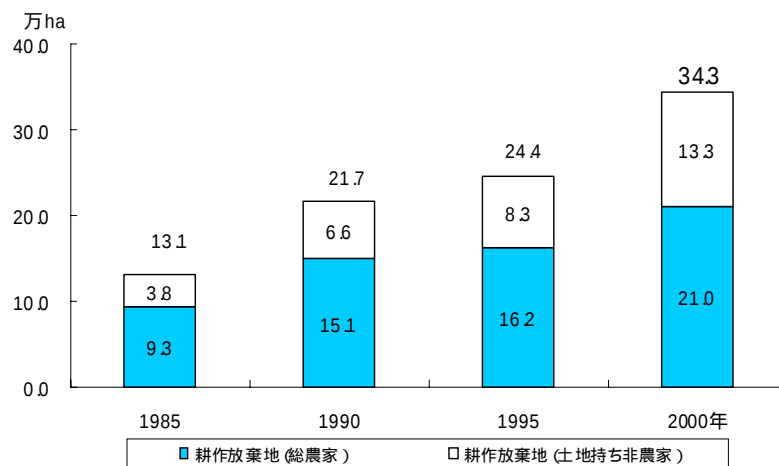


規制影響分析評価書

規制の名称	措置命令等
担当部局	経営局構造改善課
評価実施時期	平成 17 年 5 月
規制の内容・目的	【内容】 特定利用権の設定のための裁定等、遊休農地の解消に向けた調整が進められている農地の所有者又は使用収益権者に対し、耕作放棄が原因となって周辺の農地に著しい営農上の支障が生じた場合に、当該支障の除去のための措置を講ずるよう命ずるとともに、措置命令が履行されない場合等にあつては、市町村が義務者に代わって支障の除去を行う。 【新設・改正の目的】 農業者の高齢化、不在村農地所有者の増加等による遊休農地の増大等に対処し、遊休農地の農業上の利用の確保等を図る。 【新設・改正の必要性】 我が国において耕作放棄されている農地の面積は 34.3 万 ha となっており（平成 12 年）この 15 年間で約 3 倍と急増している。 遊休農地については、雑草の繁茂などにより、周辺農地の営農条件に著しい支障が生ずる場合があり、このような場合、現在は、行政指導により農地の権利者に対し草刈り等の措置を求めているところである。 しかしながら、現行の措置は、相当の時間と段階をかけて講じられるものであり、緊急に対応が必要な場合に的確に対応できる仕組みとはなっていないこと、また、近年、相続等による不在村の農地所有者で所在が判明しないなど、農地管理の責任者が把握できない場合が増加しており、このような遊休農地における雑草の繁茂などにより、周辺農地の営農条件に著しい支障を及ぼしている場合に的確に対応できる仕組みとはなっていないことから、今後遊休地の急増により見込まれるこのような事態に的確に対処するための実効性の高い対応策を構築することが必要となっている。

このため、遊休農地が原因となって周辺の農用地の営農条件に重大な支障が生じた場合(又は生ずるおそれがある場合)においては、緊急の対応として市町村長が農地所有者等に対し当該支障の除去等の措置(例:草刈り、害虫駆除)を命ずるとともに、当該措置が講じられないとき等は自ら当該措置を行えることとしたものである。

(参考1) 耕作放棄地面積の推移



資料:農林水産省「農業センサス」

(参考2) 遊休農地に関する農業委員会の指導実績
(現行の農業経営基盤強化促進法第27条)

(面積:ha)					
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
件数	5,707	4,491	8,008	8,057	9,030
面積	813	1,402	1,194	1,164	1,380

【根拠条文】

農業経営基盤強化促進法第27条の12(新設)

期待される効果

遊休農地は病虫害の発生や雑草の繁茂の原因となり、周辺農地の営農条件に著しい支障を及ぼし、周辺農地の効率的な利用を阻害することがあり得る。

この場合、仮に、本措置が講じられなければ、周辺農地の所有者等は自らの負担により、その支障の除去等の措置を講じなければならなくなるが、本措置により、本来、農地を適正に管理・耕作すべき遊休農地の所有者等の責任において、当該遊休農地に起因する支障の除去等の措置が講じられるこ

	ととなり、周辺農地の営農条件が確保されることが期待される。 また、これにより、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地が最大限に利用され、国民に対する食料の安定供給の確保を図ることが可能となる。
想定される負担	措置命令に基づく遊休農地に対する支障の除去等の措置については、農地所有者等の負担となる。
想定できる代替手段との比較考量	特になし
備 考	特になし
レビューを行う時期	平成 22 年度